

令和 8 年 度

砂防・地すべり技術センター研究開発助成  
募集要領

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター

## 1. 趣旨

(一財) 砂防・地すべり技術センター（以下「当センター」という）は、砂防並びに地すべり及びがけ崩れ対策に関する技術の向上を図るとともに、これらの事業を効率的に行うため、砂防等の技術に関連する他の領域との調和を図り、かつ民間の知識を集約した試験研究を行うことにより、国土の保全と国民生活の安定に資することを目的として設立されました。当センターは、これらの事業の一環として以下のような研究開発に対する助成を実施しております。

## 2. 助成対象テーマ

砂防並びに地すべり及びがけ崩れ対策に関する研究開発を対象とし、特に問題意識が明確で達成目標が具体的であり新たな施策の展開を目指すテーマで、優れた人材を結集などし、十分な遂行能力を有する研究者に対して助成を行います。

## 3. 助成研究者

大学、高等専門学校等の研究者を対象とします。

研究組織に属する複数の研究者による共同研究も可能です。

なお、助成決定後の共同研究者の追加、変更は認めません。

## 4. 助成金額

研究開発 1 件につき、申請者が 1 名の場合は原則として 1 2 0 万円以内とし、申請者が複数名の場合は原則として 1 8 0 万円以内とします。また、助成金は単年度限りを原則としますが、やむを得ず長期にわたるテーマについては各年度に再申請していただくこととなります。

助成金の対象となる器具備品については、当該研究開発の遂行に必要な物品であって、耐用年数 1 年以上かつ取得価格 1 0 万円以上 6 0 万円以下のものとし、「助成金」の申請総額の 5 0 % 以内とします。また、複数の器具備品を購入する場合は、器具備品の取得金額の合計が 6 0 万円以下かつ「助成金」の申請総額の 5 0 % 以下とし、これを超える場合は、それら器具備品の超過

額を助成の対象外とします。

消耗品については、研究開発の遂行に必要な物品であって、取得価格10万円未満又は耐用年数1年未満のものとし、確認できない物品は助成の対象外とします。

#### 5. 申請件数

1人（共同研究の場合は1グループ）当たり1件とします。

#### 6. 研究の期間

原則として、採用認定後から**令和9年3月31日まで**とします。ただし審査により、この期日以降に研究開発を継続することが必要と認められたものについてはこの限りではありません。

#### 7. 申請手続き

助成金を受けようとする方は、所定の申請書（別紙；【様式1】）に必要な事項を記入の上、**令和7年12月1日（月）から令和8年2月13日（金）17時〔※切〕まで**に申請書の正1部 副1部を、下記へ郵送または宅配便等にて提出して下さい。

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター

企画部 酒井 敦章 あて

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番5号 砂防会館5階

#### 8. 審査、決定の通知

- (1) 審査は**令和8年2月中旬～3月下旬**に行います。この際、申請された内容について、担当者からお尋ねする場合があります。
- (2) 助成の採否及び助成金額は、学識経験者からなる当センターの研究開発助成委員会の審査を経て決定し、**令和8年4月10日を目途**に申請者に書面で通知します。

## 9. 助成金の支払い

助成金は前項により採択の通知を受けた申請者の請求により行います。

支払い後に生じた申請者の都合による支払先の変更や金額の変更は行いません。

所属先の変更が生じた場合は、経費に関する手続きは申請者で行って下さい。

この場合でも成果品提出などの義務に変更はありません。

## 10. 事故等の届出

助成対象者は、助成を受けた研究開発が予定の期間内に完了しない事が明らかになったとき、研究開発の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき、研究開発について所期の成果を収めることが困難となったと認められたときは、遅滞なく当センターの担当者に届け出て下さい。

### 11. 事情の変更による決定の取り消し等

当センターは、助成の決定をした後、事情の変更によって助成対象者が研究開発を行うことが困難となったと認めるときは、決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容、条件を変更することがあります。

### 12. 状況報告

当センターは必要があれば助成対象者から、研究開発の進捗状況等についてお尋ねすることがあります。

### 13. 成果に関する報告義務、権利等の取り扱い

(1) 研究開発が完了したときは、実施期間終了後1カ月以内（令和9年4月末）に研究開発助成完了届（成果の概要書（A4版20頁程度）及びその電子データを含む）を当センターに提出していただきます。

(2) 研究の成果は助成対象者に帰属します。当センターは助成を受けた方の承諾を得て、その成果を利用できるものとします。助成対象者は、当セン

ター主催の研究成果報告会（令和9年秋頃、公開を検討中）において成果を発表していただくことを前提としており、報告会の概要集についてはあらかじめ公表を承諾する承諾書を提出していただきます。

（3）助成を受けた方は研究開発の成果を刊行し、または学会誌等に掲載する場合には、当センターの助成を受けた旨を明記して下さい。また、発表されたものについては写しを1部御提出下さい。

（4）助成を受けた方は研究開発の成果に関して、特許権又は実用新案権を得たときは、公報の写しを添付してその旨を当センターに届け出て下さい。

#### ◎問い合わせ先

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター  
企画部 酒井 敦章（サカイノブアキ）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番5号 砂防会館5階

TEL 03-5276-3279 FAX 03-5276-3391

E-mail : sakai(at)stc.or.jp

なお、上記 E-mail アドレスの(at)は@に置き換えて送付をお願い致します。